

漁業育成就労協議会組織運営要領

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「育成就労法」という。）第54条第5項の規定に基づき、漁業育成就労協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。

（目的）

第1条 協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、漁業分野の実情を踏まえた育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に資する取組について協議を行うことを目的とする。

（協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、漁業分野の実情を踏まえ、次に掲げる取組について協議又は情報共有を行う。

- 一 育成就労外国人の受入に係る制度の趣旨及び優良事例の周知並びに法令遵守の啓発
- 二 育成就労実施者及び監理支援機関による育成就労外国人の待遇の確保その他の漁業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定
- 三 構成員資格の確認
- 四 育成就労外国人の受入に係る人権上の問題その他の不正行為に対する横断的な再発防止
- 五 構成員に対する必要な情報の提供その他育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に資する取組
- 六 就業構造及び経済情勢の変化並びに外国人の受入れ及び人手不足の状況に関する情報の把握・分析
- 七 前号の分析を踏まえた大都市圏等への育成就労外国人の過度の集中回避に係る対応策の検討（育成就労外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の大都市圏等での受入れの自粛要請及び大都市圏等の育成就労実施者による育成就労外国人の引抜きの自粛要請等を含む。）
- 八 育成就労実施者の倒産等本人の意向によらない育成就労外国人の転職に係る情報提供等の協力

（構成員）

第3条 協議会の構成員は、次のとおりとする。

一 次のいずれかに該当する者

イ 漁業分野の育成就労に係る雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「1号構成員」という。）

ロ 漁業分野において派遣形態により派遣された育成就労外国人を受け入れることとなる本邦の公私の機関（以下「1号副構成員」という。）

二 1号構成員又は1号副構成員（以下「1号構成員等」という。）を直接又は間接に構成員とする団体、又は1号構成員等を指導・助言する立場にある団体（以下「2号構成員」という。）

三 漁業労働に精通している労働組合

四 1号構成員等に監理支援を行う監理支援機関又は1号構成員等に監理支援を行おうとする者（以下「4号構成員」という。）

五 農林水産省並びに法務省、警察庁、外務省、厚生労働省及び国土交通省

六 その他協議会が必要と認める者

2 協議会は、必要と認める者をその構成員又はオブザーバーとして加えることができる。

3 会議において構成員はオブザーバーの意見を求めることができるほか、オブザーバーは自ら意見をすることができる。

（主宰）

第4条 協議会は、水産庁長官が主宰する。

2 水産庁長官は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 水産庁長官に事故その他やむを得ない事情があるときは、水産庁漁政部長がその職務を代理する。

4 水産庁漁政部長に事故その他やむを得ない事情があるときは、水産庁漁政部企画課長または、水産庁漁政部企画課水産業体質強化推進室長がその職務を代理する。

（事務局）

第5条 協議会の庶務は、一般社団法人大日本水産会の協力を得て、水産庁において処理する。

（会議の招集）

第6条 水産庁長官は、毎年度、構成員（1号構成員等及び4号構成員を除く。第8条を除き、以下同じ。）を招集し、会議を開催する。

2 前項の場合において、水産庁長官は、構成員のうち、会議の議事に関係する者のみを招集することができる。

3 2号構成員は、1号構成員等及びその1号構成員等の監理支援機関となる4号構成員に代わって、会議に出席する。

4 構成員は、会議の議事に鑑みて当該構成員を代表する者を、会議に出席させる。

5 水産庁長官は、必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者に、会議へ

の出席及び資料の提出を求めることができる。

- 6 水産庁長官は、やむを得ない事由により協議会を招集できない場合又は議事が軽易である場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付（メール送信を含む。）し、その意見を徴し又は賛否を問うた上、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。
- 7 構成員は、水産庁長官が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

（議事の公開等）

第7条 会議は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨を公表する。

（除名）

第8条 協議会は、構成員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、協議会の決議により当該構成員を除名することができる。

- 一 構成員となった者が停止又は取り消しによりその資格を失ったとき。
- 二 前号の他、除名すべき正当な理由があるとき。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会において定める。